

海底火山噴火により噴出した漂流漂着軽石に関する意見書

今年 8 月、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」での噴火により発生した軽石が漂流し、10 月上旬以降、沖縄県各地の河川・海岸・漁港・港湾及び周辺海域に大量に漂着し漁業や観光業等へ大きな影響を及ぼしている。

大量に漂流している軽石は、漁船等のエンジンを冷却するための装置に入り込み、航行不能になる恐れがあることから、漁業活動やマリンスポーツ等の観光業にとって大きな支障となっており、新型コロナウイルスで経済活動が落ち込んだ所に更なる追い打ちとなっている。また、漁港内や河川、海岸等に大量に漂着した軽石は人力で除去するにはとても困難で、重機等による緊急的な作業を余儀なくされている。

11 月 1 日に時短要請が解除となり、コロナ禍から脱しようとする中での今までに経験がないような自然現象の影響によって、思うような活動が出来ずに苦しんでいる漁業関係者や観光業関係にとって死活問題となっている。

よって本市議会は、下記事項について早急な対応を求める。

記

- 1 損害を被った漁業や観光業の個人や事業者への補償制度を創設すること。
- 2 災害関連の補助金等を活用し、漂流漂着する軽石の対策や除去回収を行うこと。
- 3 回収した軽石の成分分析等を行い、利活用を検討すること。
- 4 海上保安庁による海難救助・警備等の業務に支障が生じないように特段の配慮をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 11 月 25 日

沖縄県浦添市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事